

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第34回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成23年9月12日（月）午前10時から午前10時40分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）岡田雄一

（委員）井部俊子，上原敏夫，山岸良太，渡辺恵一

（庶務）及川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）新地域委員の紹介

（2）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（3）協議

ア 平成24年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

イ 平成24年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

（4）今後の予定等

5 議事

（1）新地域委員の紹介

退任した鈴木委員の後任として，渡辺委員が紹介された。

## (2) 報告

### ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

### イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、7月8日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における協議の結果、平成23年下半期の判事任命・判事再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した99人のうち、その後、願を取り下げた1人及び出向した1人を除く97人について審議が行われ、95人に対しては指名適当、2人については指名不適当との答申がされ、平成23年10月期の弁護士任官候補者2人については、2人とも指名不適当とされたことが報告された。また、当地域委員会関係では、判事への任命候補者1人について指名不適当、弁護士任官候補者について、2人とも指名不適当とされたことが報告された。

続いて、9月1日に開催された指名諮問委員会の概要が報告された。

なお、再任（判事任命）候補者情報の弁護士会内における取扱いについて、管内の弁護士会に対し、念のために注意喚起するよう依頼があった旨が報告された。この点に関し、ある委員から、当地域委員会の管内の弁護士会では、今回注意喚起されるような取扱いは行っていないという認識と、重点審議者を含むすべての候補者に関する情報収集を幅広く行えば、重点審議者であると疑われなくなるのではないかという意見が述べられた。

## (3) 協議

### ア 平成24年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

庶務から、平成24年4月期の弁護士から裁判官へ任官希望する者（以下「弁護士任官候補者」という。）7人のうち、4人が当分科会に係る

るとの説明があった。

協議の結果，弁護士任官候補者に関する情報収集については，これまでと同様，別紙 1 及び別紙 2 の各書式により裁判所及び検察庁に情報受付の周知を依頼すること，別紙 3 の書式により担当事件の相手方代理人である弁護士に情報提供を依頼すること，別紙 4 の書式により弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供を弁護士任官候補者に依頼し，これにより得られた情報提供者に別紙 5 の書式により情報提供を依頼することとされた。

なお，弁護士任官候補者に関する情報の受付期限は，10月31日（月）までとすることとされた。

イ 平成 24 年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について  
庶務から，平成 24 年上半期に判事への再任，判事補から判事への任命を希望する者（以下，「再任候補者」という。）合計 101 人のうち 57 人が当地域委員会関係にあり，そのうち 40 人が当分科会に係るとの説明があった。

協議の結果，再任候補者に関する情報収集については，これまでと同様，別紙 6 の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また，重点審議者に関する情報収集についても，これまでと同様，同書式により，検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

再任候補者に関する情報の受付期限については，10月31日（月）までとすることとされた。

なお，再任（判事任命）候補者情報の弁護士会内における取扱いについて，管内の弁護士会に対し，念のために注意喚起するよう（別紙）を添付することとされた。

#### （４） 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した弁護士  
任官候補者及び再任候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされ  
た。

次回の当分科会は、11月11日（金）午前10時から第2中会議室で  
開催することとされた。

以 上

平成 23 年 9 月 × × 日

東京高等裁判所長官 殿	《各別に宛先記載》
東京地方裁判所長 殿	
東京家庭裁判所長 殿	
東京高等検察庁検事長 殿	
東京地方検察庁検事正 殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡 田 雄 一

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

( 依頼 )

この度、平成 24 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件リストを送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属

( 期 )

## 2 情報受付の要領

### (1) 情報の受付期間

平成23年10月31日(月)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

### (2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報(具体的な事案)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リストを添付】

平成 23 年 9 月 × × 日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡 田 雄 一

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

( 依頼 )

この度、平成 24 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者の担当事件リストを添付しますので、貴庁所属の当該事件担当裁判官に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 ( 期 )

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 23 年 10 月 31 日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の

氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リスト中の係属事件を添付】



平成 23 年 9 月 × × 日

弁護士

殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡 田 雄 一

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 24 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者が担当した別紙の事件を通じて、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 ( 期 )

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 23 年 10 月 31 日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参

する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を添付】

平成 23 年 9 月 × × 日

弁護士

殿《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡 田 雄 一

裁判官への任官希望者の実情をよく知る者の氏名等の提供に  
ついて（依頼）

この度、貴殿が平成 24 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望されたことに伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴殿の弁護士活動の実情をよく知っている方に対し、当地域委員会において弁護士任官に関する情報をお伺いする必要があると思料しますので、お手数ですが、下記の例に該当するような弁護士（10 人程度）の住所、氏名及び貴殿との関係を記載した書面を、《発出日から 2 週間後を記載》までに、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長あてに郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法により提出してください。

記

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者（パートナー弁護士）
- 3 直近 3 年以内の主たる弁護活動において、共に活動したことのある弁護士
- 4 直近 3 年以内の弁護士としての公的活動において、共に活動したことのある

弁護士

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

平成 23 年 9 月 × × 日

弁護士 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情をよく知る者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡 田 雄 一

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 24 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 ( 期 )

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 23 年 10 月 31 日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当

する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

平成 23 年 9 月 × × 日

東京高等検察庁検事長	殿	《各別に宛先記載》
地方検察庁検事正	殿	
弁護士会会長	殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡 田 雄 一

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成 24 年 2 月から平成 24 年 9 月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

おって、再任（判事任命）候補者情報の弁護士会内における取扱いについて別紙のとおり申し添えます。

## 記

### 1 情報の受付期間

平成23年10月31日(月)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

### 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長



(別紙)

再任(判事任命)候補者情報の弁護士会内における取扱いに  
ついて

裁判所法40条1項の規定により指名することの適否について諮問がされた再任(判事任命)候補者に関しましては、その旨を貴会に通知し、情報の周知あるいは重点審議者に関しては情報の提供の依頼を行っているところですが、今般、ある地域委員会において、ある弁護士から寄せられた情報の中に「同裁判官は、重点審議者となっていることも仄聞した。」との記載があり、この点について同地域委員会で審議された際に、ある委員から、各弁護士会同士の連携は極めて密接であり、ある候補者が重点審議者ではないかと推測されるような事情があれば、すぐに弁護士会間で問い合わせがある旨の発言があったことが明らかになりました。

弁護士会において、実際にこのような取扱いが図られているか否かは定かではありませんが、仮に上記のような発言が事実であるとすれば、このような取扱いは、弁護士会はもちろんのこと、各弁護士においても、どの裁判官が重点審議者になっているかを認識する必要は全くないにもかかわらず(むしろ、そのような認識を持つと、候補者の指名の適否に関する情報に一定のバイアスがかかるおそれがある。)、当該候補者が重点審議者となっている可能性があることを、幅広く流布させることにつながり、特に、その結果、当該候補者が現在所属する庁に対応する弁護士会にまで当該裁判官が重点審議者となっている可能性があることを知らせることになり、極めて大きな弊害を生むおそれがあると考えられます。

したがって、このような取扱いをすることは相当ではないと考えられますので、その旨ご理解いただきますよう、念のためお伝えするとともに、あたかも重点審議者を積極的に特定するための情報交換等については、弁護士会の活動としてはもとより、会員弁護士に対しても、そういった行為を控えるよう周知するなどしかるべくご配慮をよろしくお願いいたします。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第34回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成23年9月16日（金）午後3時から午後3時55分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）河村博，松本新太郎，山名学

（庶務）及川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（2）協議

平成24年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかったので，これを確定し，ホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、7月8日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会(以下「指名諮問委員会」という。)における協議の結果、平成23年下半期の判事任命・判事再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した99人のうち、その後、願を取り下げた1人及び出向した1人を除く97人について審議が行われ、95人に対しては指名適当、2人については指名不適当との答申がされ、平成23年10月期の弁護士任官候補者2人については、2人とも指名不適当とされたことが報告された。また、当地域委員会関係では、判事への任命候補者1人について指名不適当、弁護士任官候補者について、2人とも指名不適当とされたことが報告された。

続いて、9月1日に開催された指名諮問委員会の概要が報告された。

なお、再任(判事任命)候補者情報の弁護士会内における取扱いについて、管内の弁護士会に対し、念のために注意喚起するよう依頼があった旨が報告された。

## (2) 協議

平成24年上半期の再任(判事任命)候補者に関する情報収集について、庶務から、平成24年上半期に判事への再任、判事補から判事への任命を希望する者(以下、「再任候補者」という。)合計101人のうち57人が当地域委員会関係にあり、そのうち17人が当分科会に関係するとの説明があった。

協議の結果、再任候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

なお、再任(判事任命)候補者に関する情報の弁護士会内における取扱

いについて、管内の弁護士会に対し、念のために注意喚起するよう（別紙）を添付することとされた。この点に関して、ある委員から、このような文面は、弁護士会に対する不信とも取れるものであり、個人的には反対である、また、将来の問題としては、再任候補者全員について、前任庁に対応する検察庁、弁護士会に対して広く情報収集することも指名諮問委員会において検討されたいとの意見が出された。

再任候補者に関する情報の受付期限については、10月31日（月）までとすることとされた。

（3） 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、11月9日（水）午前10時から第2中会議室で開催することとされた。

以 上

(別紙)

平成23年9月××日

東京高等検察庁検事長	殿	《各別に宛先記載》
地方検察庁検事正	殿	
弁護士会会長	殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡田 雄一

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成24年2月から平成24年9月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

おって、再任（判事任命）候補者情報の弁護士会内における取扱いについて別紙のとおり申し添えます。

## 記

### 1 情報の受付期間

平成23年10月31日(月)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

### 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

(別紙)

再任(判事任命)候補者情報の弁護士会内における取扱いに  
ついて

裁判所法40条1項の規定により指名することの適否について諮問がされた再任(判事任命)候補者に関しましては、その旨を貴会に通知し、情報の周知あるいは重点審議者に関しては情報の提供の依頼を行っているところですが、今般、ある地域委員会において、ある弁護士から寄せられた情報の中に「同裁判官は、重点審議者となっていることも仄聞した。」との記載があり、この点について同地域委員会で審議された際に、ある委員から、各弁護士会同士の連携は極めて密接であり、ある候補者が重点審議者ではないかと推測されるような事情があれば、すぐに弁護士会間で問い合わせがある旨の発言があったことが明らかになりました。

弁護士会において、実際にこのような取扱いが図られているか否かは定かではありませんが、仮に上記のような発言が事実であるとすれば、このような取扱いは、弁護士会はもちろんのこと、各弁護士においても、どの裁判官が重点審議者になっているかを認識する必要は全くないにもかかわらず(むしろ、そのような認識を持つと、候補者の指名の適否に関する情報に一定のバイアスがかかるおそれがある。)、当該候補者が重点審議者となっている可能性があることを、幅広く流布させることにつながり、特に、その結果、当該候補者が現在所属する庁に対応する弁護士会にまで当該裁判官が重点審議者となっている可能性があることを知らせることになり、極めて大きな弊害を生むおそれがあると考えられます。

したがいまして、このような取扱いをすることは相当ではないと考えられますので、その旨ご理解いただきますよう、念のためお伝えするとともに、あたかも重点審議者を積極的に特定するための情報交換等については、弁護士会の活動としてはもとより、会員弁護士に対しても、そういった行為を控えるよう周知するなどしかるべくご配慮をよろしくお願いいたします。